⑵　企業年金基金から支給される年金給付

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により経済産業関係法人企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされないものについて、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、発生年度において一括処理しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により経済産業関係法人企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

４．石綿健康被害救済基金に係る拠出金の計上基準

石綿による健康被害の救済に関する法律第32条第２項に定める地方公共団体からの拠出金及び同第47条に定める特別拠出金については、同第31条の規定により石綿健康被害救済基金に充てるものとされているため、「独立行政法人会計基準第85寄附金の会計処理」に準じて会計処理を行っております。

５．割賦譲渡に係る収益認識基準

事業資産の引渡し時において、割賦取引に係る債権元本総額（消費税を除く）を割賦譲渡元金として計上し、回収日をもって事業資産譲渡高及び事業資産譲渡原価として計上する方法によっております。なお、未回収の割賦譲渡元金に対応する未経過利益は、割賦繰延利益として負債計上しております。

６．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案するとともに、貸倒実績率に基づき、回収不能見込額を計上しております。

②承継勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の賞与の支払いに備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された当該見積額の当期増減額を計上しております。

７．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付財源引当金

翌事業年度以降の納付金（公害健康被害の補償等に関する法律第48条に定める納付金）の財源に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令第13条の規定に基づき計上しております。

８．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

９．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔会計方針の変更〕

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての割引率の決定方法についても、同様に変更しております。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、損益及び行政サービス実施コストに与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する事項〕

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定及び基金勘定

資金運用については短期的な預金等及び長期的な財政融資資金預託金及び公債等に限定しております。また、有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債等を保有しており、株式等は保有しておりません。

②承継勘定

承継勘定においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理回収を行っており、これらの債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要があります。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入金及び債券発行により資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

承継勘定が保有する金融資産は主として、建設譲渡事業に係る割賦譲渡債権と貸付事業に係る貸付金債権であります。これらは国内の地方公共団体や法人等に対するものであり、契約先の債務不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

環境再生保全機構債券は、一定の環境下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

信用リスクの管理は、債権管理回収に係る諸規程に基づき割賦譲渡元金債権及び貸付金債権の債務者の信用情報管理、内部格付、返済金の入金管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理に係る体制を整備して運用しております。与信管理に係る体制は、内部格付、返済金の入金管理等は主として債権管理部門が行い、保証や担保の設定、問題債権への対応等、